

令和4年4月28日
熊野町立熊野東中学校
校長 大田 稔

「警報等発令時の小・中学校の対応について」

平成30年7月豪雨の状況及びそれ以降の気象状況を踏まえ、気象警報や避難指示等が発令された場合の学校の教育活動の実施について、次のとおりとする。

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、小学校は臨時休業、中学校は自宅待機とし、中学校は午前11時までに警報が解除されない場合には臨時休業とする。
- 2 災害の発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町に「避難指示（レベル4）」が発令されている場合、小学校・中学校とも自宅待機とし、午前11時までに避難指示（レベル4）が解除されない場合には臨時休業とする。
（熊野第二小学校は、「高齢者等避難（レベル3）」で対応。）
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童生徒の保護者に連絡する。
※ この場合、町教育委員会事務局より町内放送を行う。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童生徒の保護者に連絡する。

※ 週休日等における中学校の部活動においても、上記と同様の扱いとする。

【参考】

気象庁 … 特別警報6種類、警報7種類、注意報16種類

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

- ・特別警報）警報の基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合、発表し、最大級の警戒を呼び掛ける。
- ・警報）重大な災害が発生する恐れのあるときに警戒を呼び掛ける。